

日本赤十字豊田看護大学学部生・大学院生・保護者の皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大の第5波に翻弄されて、感染拡大が止まらない現況です。厚生労働省は東京都内の看護系大学に対し、都が要請した施設に対する人材派遣・区市町村のワクチン接種への協力について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第16条の2第1項の規定に基づき要請を发出了しました。これは、義務を伴う要請であることから、東京都の医療のひっ迫状況の深刻さが推測されます。

これまで、東海三県（愛知県・岐阜県・三重県）には、まん延防止重点措置が发出されていましたが、愛知県の感染者数は8月25日には1,800人を超え、急激に増加してきました。三県の知事は政府に要請し、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が、8月27日から9月12日まで三県にも拡大されることが決定しました。

新型コロナウイルスは、感染拡大によって変異を繰り返しますが、今の感染者の多くは感染力の強いデルタ株であることが報告されています。デルタ株の実効再生産数は1.94倍と感染力は非常に強く、1人が2人に、2人が4人に感染させて、感染が拡大します。実効再生産数が1未満にならないと感染拡大が止まりません。

ワクチン接種を2回終了していても感染する可能性があります。実際、ワクチン接種後の本学の学生2名に感染が確認されました（8月）。1名は友人との外出時、感染予防行動が不十分であったこと、他1名は映画鑑賞時に感激して涙を流し指で目をこすった行動によることがわかりました。後者のように、思わず目をこする行動でさえも、感染が成立しています。

感染拡大を止めるためには、一人ひとりの努力が重要です。私たちが感染しないこと、感染させないこと、そして、感染予防について周囲へ啓発活動を行うことが重要です。新型コロナウイルスの感染様式は、①飛沫感染、②接触感染、③空気感染に近いマイクロ飛沫感染の3種類です。以下に留意しながら、より一層の感染予防行動を続けてください。

また、緊急事態宣言が发出されても、県から大学への休校要請はなされず、大学の判断に任せられます。文部科学省からは、感染予防を徹底して対面授業の実施を工夫するように求められています。臨地実習についても、感染予防行動を徹底して実施することを原則とし、実習施設や時期の変更を実施しても臨地での実習が困難な場合には学内実習でも可とする方針が出されています。

本学の方針を以下に示します。教育の質を維持しながら、この困難を乗り越えていきましょう。

1. ワクチン接種が2回終了していても、感染予防行動を徹底して実施してください。
 - ①飛沫感染への対策として、マスク（サージカルマスクが望ましい）を着用すること。
 - ②接触感染への対策として、共用部分（つり革、ドアノブ、モニターパネルなど）に触れた後は手指消毒すること。
 - ③空気感染に近いマイクロ飛沫感染対策として、換気を行うこと。
 - ④三密（密閉・密集・密接）を避けること。
 - ⑤食事時にマスクをはずすときは黙食を徹底すること。
2. 後期は、曜日別に対面授業とオンライン授業を組み合わせます。
3. 臨地実習については、可能な限り臨地で実施いたします。調整しても実施が困難な場合には学内実習に切り替えます。
4. 感染を疑う症状が出現した場合、速やかに受診するとともに大学に連絡をしてください。